

消火器について



最近 10 年の統計によると..

消火器が設置されている建物で火災が発生した場合

消火器を使った...約 70%
そのうち効果的に使えた...約 70% → 約 50%しか役に立っていません。

使われなかった・効果的に使えなかった理由

- ・ 消火器を使うことに気が付かなかった。
- ・ 薬剤がうまくかからなかった。
- ・ 使い方を知っているつもりだったのに、よく分かっていなかった。



解決策は



です！！

※人間は基本的には経験したことしかできず、頭で知っている解決策はだけでは役に立たないのです。
※実際に訓練が出来なくても、消火器に触れてみたり、操作のイメージトレーニングを試してみたりしてください。

消火器は『お守り』や『飾り』ではなく...

★もしもの時には大いに活躍できるように普段から気を配ってあげてください。



旧規格の消火器を使っていますか？

法令改正されたことにより、旧規格のものは消火器として認められなくなっています。(※法令義務により、事業所など、防火対象物等に設置されている消火器のみが対象)

一般家庭等に任意に設置されているものについては、交換の義務はありませんが、古い消火器は、いざというときに消火薬剤が出てこない、本体がサビついて強度が落ちているなどのおそれがありますので、新規格への交換をお勧めします。



お知らせ 自主防災組織について

自主防災組織とは・・・

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織です。

災害時の避難は、自主的な行動ですが、どのような災害の時、どのようなタイミングでどのように避難すればよいかなど、迷うことが多いと思います。

自主防災組織で避難訓練などを行って、そのような迷いが無いようにすることが大切です。

消防署では、そのような自主防災組織の活動をお手伝いしています。地区単位でも訓練可能ですので、興味のある方は消防署へご連絡ください。



【お問い合わせ先】 大隅肝属地区消防組合 東部消防署 ☎ 0994(63)5499